

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ
報告書 骨子（案）

バイオマス発電燃料の持続可能性の確認については、FIT 認定量の急増に伴い、FIT 認定基準の厳格な確認を求めるものと位置付ける。

確認する項目・水準・手段については、FIT 制度の継続性及び燃料調達国における実効性の観点から、既に持続可能性の確認に足るものとして認められている認証（2018年4月時点のRSPOのIP/SG認証等）をベースに、ガバナンスと食料競合の観点からの検討を加え、燃料の類型に応じて必要な範囲での対応を求める。

検討結果の整理に当たっては、足下で速やかに着手すべき事項と併せて、将来に向けての検討事項も整理する。

I. 確認内容について

1. 環境（地球環境への影響・地域環境への影響）

- 個別に GHG 排出量を詳細かつ正確に確認することは将来に向けて検討していく課題であるが現時点では難しく、足下では排出量が著しく多くなる形態となっていないことを確認する。
- 土地利用変化や生物多様性への配慮について、確認を行う。加工プロセスにおけるメタンガス回収及び水質管理については、第三者による認証環境が整った時点から確認を行うことを検討する。

2. 社会・労働

- 社会への影響は、土地の利用に関する権利などの確保・保護について、確認を行う。
- 労働の評価は、①児童労働・強制労働の排除、②業務上の健康安全確保の実施の担保、③労働者団結権・団体交渉権の確保について、確認を行う。

3. ガバナンス（法令の遵守・情報公開）

- 日本国内法については、燃料調達に関わる全ての事業者に対して遵守を求める。日本国外法については、燃料調達に関係する現地事業者が当該国における法令を遵守していることを確認する。
- 情報公開については、発電事業者に対して一定の範囲の情報公開を求める。

4. 食料競合

- 食料競合による懸念は、個別燃料の由来確認だけで防止することは困難である。
- 国全体としての量的な確認（マクロ的確認）ができる方策や、競合状況が反映されることとなる燃料価格について可能な限り直近の動向を反映させることができる方策を検討する。

II. 確認手段について

1. 確認の対象

- 燃料の種類について、当該燃料より付加価値の高い製品が産出されないものを主産物、それ以外を副産物と定義する。
- 主産物は、その産出地点たる農園及び燃料化する工場が持続可能なものであること、及び当該農園から発電所に至るまでの全てのサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されること（アイデンティティ・プリザーブド又はセグリゲーション方式）を確認する。
- 副産物は、その発生地点たる工場が持続可能なものであること、及び当該発生地点から発電所に至るまでのサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されること（アイデンティティ・プリザーブド又はセグリゲーション方式）を確認する。
(ただし調達する全ての燃料が持続可能な工場から生産されたものであることが確認される場合には、分別管理は不要)

2. 確認の主体

- 基本的には第三者認証により確認しつつ、確認内容に応じて適切な主体が確認する。
(※) 各第三者認証について、RSPO と同等と認められるかを明らかにした表を付す。

3. 確認の時期

- 新規認定案件・変更認定案件は、少なくとも当該認定時に持続可能性の確認を行う。
- バイオマス発電は長期の稼働期間にわたって燃料が必要となることから、継続的な持続可能性の確認が必要である。このため、第三者認証には、認証の更新に関する規定を求める。